

(別紙)

諮問番号：平成28年度諮問第6号

答申番号：平成28年度答申第6号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

(1) 請求人の主張の要旨

原処分（障害の級別を3級とする身体障害者手帳の交付）により交付された身体障害者手帳には、障害名として、事故による右全指欠損（3級）とあるが、実際は、右肘上からの切断であって、相違があるから、原処分は、違法、不当である。

(2) 処分庁の主張の要旨

請求人が提出した診断書によると、請求人の障害は、右上腕部以下欠損とされており、その障害の程度は2級相当との記載があるが、処分庁が右上腕部の切断部位について診断書を作成した指定医に照会したところ、当該指定医からは、上腕1/2以下欠損であるとの回答があり、請求人の右上肢の障害の程度について、身体障害者障害程度等級表に定める3級（1上肢の全ての指を欠くものと同程度）であることを当該指定医も認めている。

したがって、これを受けて請求人の障害の級別を3級とした原処分の判断は、相当である。

第3 審理員意見書の要旨

(1) 請求人は、請求人の実際の障害の状態（右肘上からの切断）と請求人に交付された身体障害者手帳の等級（右全指欠損3級）との間に相違があると主張するが、1上肢の欠損障害について、身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号）の2級又は3級のいずれに位置付けるかは、同等級表によれば、上腕の2分の1より上の切断か否かで判断することとされており、請求人のように右肘よりも上の位置での切断であっても、上腕の2分の1より下の位置での切断の場合は、2級（上腕1/2以上欠損）と認定することができず、原処分のおり3級（全指欠損）と認定するほかない。

(2) 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成28年9月20日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月29日及び同年10月19日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

行政庁が身体障害者福祉法（昭和23年法律第283号）第15条第4項に基づき身体障害者手帳を交付する場合に、当該手帳に記載する障害の級別は、申請者が添付した診断書（指定医が作成）に基づいて、厚生労働省令で定める身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第5号）により審査・決定することとされている。

本件における請求人の障害の級別については、処分庁は、前記診断書の記載内容のほか、当該診断書を作成した指定医に対して障害の状態について照会し、その回答内容を基に、身体障害者障害程度等級表により審査・決定したものと認められ、原処分を違法、不当とすべき事実や、原処分を行うに際しての事実関係の調査、審査過程に看過し難い過誤欠落があるとは認められなかった。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点はないというべきである。

加えて、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却するべきであるとした審理員意見書の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美